

防衛事業適合事業者制度に関する規則の改正について

防衛装備庁は、令和 8 年 8 月 6 日、防衛事業適合事業者制度の円滑な運用のため、防衛事業適合事業者制度に関する規則を改正しました。

改正の主なポイントは、以下のとおりです。

- ・ 秘密取扱情報システムに関する保全基準兼点検票の項目の集約・整理・明確化
- ・ ファイル・サーバの使用を前提とした秘密取扱情報システムに関する保全基準兼点検票の追加
- ・ 保護情報に係る防衛事業適合事業者契約の履行に伴う防衛省内の関係規則の整理
- ・ 保全責任者等研修に関する令和 10 年 3 月 31 日までの経過措置の新設

(改正対象規則)

- ・ 防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第 1484 号。令和 7 年 7 月 31 日）（以下「実施要領」という。）
- ・ 防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について（装装保第 7038 号。令和 8 年 3 月 31 日）（以下「適合事業者関係訓令実施要領」という。）
- ・ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定について（装装保第 5457 号。令和 5 年 3 月 29 日）（以下「指定通知」という。）

1 秘密取扱情報システムの保全基準兼点検票の改正（実施要領別紙第 1 付紙様式第 1－5 及び別紙第 2 付紙第 4）

(1) 秘密取扱情報システムに関する保全基準兼点検票の項目の集約・整理・明確化

保全基準兼点検票（実施要領別紙第 1 付紙様式第 1－5）の全体を横断的に見直し、対象となる秘密取扱情報システムが秘密保全施設等内でのみ使用されることを念頭に、過剰又は冗長な保全基準（項目）を集約・整理し、曖昧な表現を是正しました。なお、集約・整理の結果、保全基準（項目）の数は、約 25%削減されました。

また、経過措置に該当する項目が不正確であったことから、改めて点検した上で、修正したほか、多様な形態の秘密取扱情報システムが存在する現状を踏まえ、試験用、検査用等の目的を絞った特殊な秘密取扱情報システムについては、現存するリスクを踏まえた対策を個別に検討すること等ができるようにしました。

なお、下記(2)の保全基準兼点検票を設けることに伴い、保全基準兼点検票（付紙様式第 1－5）については、秘密取扱情報システムに係る基本的な管理策を定めるものとして、保全基準兼点検票（付紙様式第 1－5－1：基本的な管理策）に改めました。

(2) ファイル・サーバの使用を前提とした秘密取扱情報システムに関する保全基準兼点検票の新設

防衛産業の実務を進めるに当たり、ファイル・サーバを用いたネットワークにより業務を進めるニーズが生じてきているため、これに対応するため、追加的な管理策（拡張管理策）として、新たに保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－2：拡張管理策）を整備しました。この拡張管理策は、保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－1：基本的な管理策）を基礎として、その上乘せとなる保全基準（項目）を定めるものです。

このため、ファイル・サーバを用いたネットワーク形態の秘密取扱情報システムを構築する場合には、保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－1：基本的な管理策）及び保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－2：拡張管理策）のそれぞれの保全基準（項目）を満たす必要があります。

この保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－2：拡張管理策）は、その構成要素が同一の施設・敷地内に所在する複数の秘密保全施設等に設置され、構成要素の間が有線で接続される1システムである秘密取扱情報システムを構築する際にも利用できます。

なお、保全基準兼点検票（付紙様式第1－5－2：拡張管理策）は、リスク管理フレームワークの観点から、防衛事業適合事業者において構築することが想定される一定の環境を前提として置いた上で、NIST SP800-53に掲げる基準を抽出し、整備したものです。

(3) 秘密取扱情報システムに関する特約条項の改正

上記(2)のとおり、保全基準兼点検票（第1－5－1：基本的な管理策）に加え、保全基準兼点検票（第1－5－2：拡張管理策）を満たす秘密取扱情報システムについて、ファイル・サーバを用いたネットワークの構築を認めること、及び秘密保全施設等の外部との通信を認めることとしました。

これに伴い、秘密取扱情報システムを秘密保全施設等の内部に設置し、秘密保全施設等の外部との通信を認めてはならないこと、及び秘密のデータを可搬記憶媒体に保存し、秘密取扱情報システムの記憶媒体に保存してはならないことを定めた秘密取扱情報システムに関する特約条項（実施要領別紙第2付紙第4第11条・第13条）について、改正しました。

新たに設けた保全基準兼点検票（第1－5－2：拡張管理策）に定める基準を満たす秘密取扱情報システムについては、以下の対応を採ることができることになりました。

- a.（1つの秘密保全施設等の内部に限らず、）複数の秘密保全施設等の内部にその構成要素が設置され、これらの秘密保全施設等の間を有線で接続される秘密取扱情報システムを構築することができること。

- b. 秘密取扱情報システムの記憶媒体に秘密のデータを保存することができること。

2 防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（実施要領別紙第5及び別紙第7）

(1) 特約条項の改正

契約の相手方の防衛事業適合事業者がその調達等の契約の履行に当たり、保護すべき情報を取り扱う原因となる調達等の契約をする際の特約条項（実施要領別紙第5）について、読みにくい表現、伝わりにくい表現等を改めるとともに、他の防衛事業適合事業者制度に係る規則で用いられている用語との整合を図った用語に修正しました。

(2) 装備政策部長が定める内容の規定

上記(1)の特約条項において（防衛装備庁）装備政策部長が別に定めると規定した事項を定める別紙（別紙第7）を実施要領に追加しました。これらの（防衛装備庁）装備政策部長が別に定めるとした事項は、これまでは、契約の相手方の防衛事業適合事業者向けに発すべき事項であっても、防衛省内に宛てて適用された規則に規定されてきていましたが、契約の相手方の防衛事業適合事業者向けに発すべき情報については、保護すべき情報を取り扱う原因となる調達等の契約をする際の特約条項に関連付けることとしたものです。

3 保護すべき情報に関する防衛事業適合事業者契約の実施に伴う防衛省内の手続の整理（適合事業者関係訓令実施要領別紙第2及び指定通知別記様式第2）

(1) 保護すべき情報に関する防衛事業適合事業者契約締結後の防衛省内の手続の整理

主として防衛省内を対象にした規則になりますが、保護すべき情報に関する防衛事業適合事業者契約を締結した場合に要求元（調達要求をする者）、契約担当官等及び地方防衛局の監査官それぞれが行うべきこととの関係を定めるものです。

具体的には、保護すべき情報の指定方法、調達等の契約への適用方法、取扱者名簿の届出・確認の手続、保護すべき情報の交付手続、サプライヤーの情報セキュリティ体制の確認の方法等を定めています。これらの手続については、これまでに行われている装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準の下で適用されているやり方と概ね同じものです。

なお、契約担当官等が契約の相手方の防衛事業適合事業者に対して取る手続も定めていますので、防衛事業適合事業者の皆さんに間接的に影響のある規定も含まれています。

(2) 情報セキュリティ指定書（保護すべき情報の指定）の様式の変更

保護すべき情報の指定に関しては、指定の対象範囲が広過ぎる、明確でない等の理

由により、契約の相手方の事業者との間で契約上の疑義が生じ、協議の対象になるケースが散見されています。このようなケースができるだけ少なくなるよう、保護すべき情報の指定に当たり、対象となる契約の履行に当たって、なぜ、保護すべき情報が含まれるのかが容易に分かるよう、情報セキュリティ指定書に保護すべき情報として指定する理由を記載することとしました。

なお、この情報セキュリティ指定書の様式の変更は、防衛事業適合事業者契約の対象となる調達等の契約に限らず、保護すべき情報の指定を行う防衛省の全ての調達等の契約に一律に適用されます。（防衛事業適合事業者契約に紐付かない調達等の契約の場合には、令和8年10月1日から施行されます。）

4 令和10年3月31日までの経過措置（実施要領別紙第1第21）

(1) 保全責任者等研修への参加資格の拡大等

令和8年6月から実施している保全責任者等研修（実施要領別紙第19第1項及び第2項に規定する研修であって、保全責任者等に対して行うものをいう。以下同じ。）について、防衛事業適合事業者契約の申込み又は認証の申請を行う前に保全責任者等を参加させる事業者が多い実情に鑑み、令和10年3月31日までの経過措置として、これらの申込み又は申請を予定している事業者であれば、その保全責任者等となることが予定されている者を参加させることができることとしました。

この場合において、保全責任者等研修は、保全責任者等による秘密保全に関する実務の支援を視野に入れた研修であることから、実際の実務における諸手続を念頭に置いて保全責任者等研修に参加することができるよう、最初に研修に参加した日から9か月以内の防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長が定める日までに申込み又は申請を行った場合に限り、義務付けられた研修としての効果があるものとします（それぞれの事業者の申込み又は申請の期限は、実際に参加いただいた保全責任者等研修の日付等に応じて異なるため、事業者ごとに特定することとしています。）。

(2) 令和10年4月1日に防衛事業適合事業者制度に移行することの周知の徹底

専ら防衛省内を対象にした規定になりますが、令和9年度末に防衛事業適合事業者制度への移行をすることについて、周知を徹底する規定を設けました。

（想定される質問と回答）

- 1 既に防衛事業適合事業者契約を締結しています。保全基準兼点検票（第1－5）により契約を締結したのですが、今後、保全基準兼点検票（第1－5－1：基本的な管理策）に切り替える必要はありますか。

（回答）

既に保全基準兼点検票（第1－5）により秘密取扱情報システムの確認を経た防衛

事業適合事業者におかれては、改めて保全基準兼点検票（第1－5－1：基本的な管理策）を提出する必要はありません。

他方で、定期的な検査等を行う際には、保全基準（項目）の数は保全基準兼点検票（第1－5－1：基本的な管理策）の方が大幅に少ないので、適切なタイミングでこれに切り替えられることを推奨しています。

- 2 既に（令和8年8月6日より前に）防衛事業適合事業者契約を締結しています。保全基準兼点検票（第1－5－2：拡張管理策）にのっとりた秘密取扱情報システムを構築するには、防衛事業適合事業者契約を変更する必要がありますか。

（回答）

はい。防衛事業適合事業者契約の付紙第4の変更が必要になります。

既に防衛事業適合事業者契約を締結している場合には、改正前の実施要領別紙第2付紙第4第11条・第13条が適用されています。いずれの条も、保全基準兼点検票（第1－5－2：拡張管理策）が想定する秘密取扱情報システムの構築を禁止していますので、改正後の実施要領別紙第2付紙第4第11条・第13条が適用されるよう防衛事業適合事業者契約を変更する必要があります。

- 3 現時点でいつ申込みをするのかの判断はしていませんが、今後、防衛事業適合事業者契約の申込みをする際に役に立つのではないかと考え、保全責任者等研修に従業者を参加させています。防衛事業適合事業者契約の申込みの期限を最初に参加させた日から9か月以内としているのはなぜでしょうか。

（回答）

保全責任者等研修は、総括者の指名に関する細部審査基準の基準3に該当した場合に、総括者による秘密保全の実施を実際に補佐する保全責任者等に対して実施する研修です。

この研修は、秘密保全の実務を行う中で生じた疑問、懸念等に迅速に対応し、円滑で確実な業務遂行を促すために行うものです。このため、全く秘密保全の実務を行っていない保全責任者等の候補者がこの研修を受けたとしても、想定していた効果が十分に得られることが期待できません。したがって、1年に4回行われる保全責任者等研修のうち、現に保全責任者等として保全責任者等研修に参加し、又は、保全責任者等としての業務を意識して契約の申込み又は認証の申請を行う機会のあった参加者についてのみ、有効な研修を受講できたものとみなすこととしました。